

議案第97号

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするもの  
であります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）社会福祉協議会の行う事業

第3条第8号を同条第7号とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

説 明

保健福祉課及び子育て支援課が役場新庁舎に移転し、芽室町社会福祉協議会が芽室町保健福祉センターに移転することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

茅室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(事業) 第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(3) 一略一	(事業) 第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(3) 一略一 (4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター事業</u> (5) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する地域子育て支援拠点事業</u> (6) <u>法第8条第4項に規定する訪問看護事業及び健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業</u> (7) <u>法第8条第7項に規定する通所介護事業</u> (8) <u>その他町長が必要と認める事業</u>
<u>附 則</u> この条例は、令和3年1月1日から施行する。	